

○経済産業省告示第百九十三号  
電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第八十八号）の施行に伴い、並びに電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号口、ハ及びニ並びに第二号口及びハ並びに第五十三条第二項第五号並びに電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第六号の規定に基づき、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月三十日

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示等の一部を改正する告示

（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部改正）

第一条 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示（平成十五年経済産業省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	正	後
（要件）		
第一条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条の二第一号口の要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状又はダム水路主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その三分の一に相当する期間が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。	改	正

	正	前
（要件）		
第一条 「同上」	改	正

一 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 三年

一 第一種電気主任技術者免状又はダム水路主任技術者免状の交付を受けている者 三年

事業場	蓄電所	出力百キロワット未満	出力三百キロワット未満	出力六百キロワット未満	出力一千キロワット未満	出力千五百キロワット未満	出力二千五百キロワット未満	蓄電所
〔略〕	○・三	○・四	○・六	○・八	一・〇	一・二	一・四	換算係數
出力百キロワット以上三百キロワット未満	出力三百キロワット以上六百キロワット未満	出力六百キロワット以上一千キロワット未満	出力一千キロワット以上一千五百キロワット未満	出力一千五百キロワット以上二千五百キロワット未満	出力二千五百キロワット以上三千五百キロワット未満	出力三千五百キロワット以上四千五百キロワット未満	出力四千五百キロワット以上五千五百キロワット未満	出力五千五百キロワット以上六千五百キロワット未満
出力六百キロワット以上三千五百キロワット未満	出力一千五百キロワット以上二千五百キロワット未満	出力三千五百キロワット以上四千五百キロワット未満	出力四千五百キロワット以上五千五百キロワット未満	出力五千五百キロワット以上六千五百キロワット未満	出力六千五百キロワット以上七千五百キロワット未満	出力七千五百キロワット以上八千五百キロワット未満	出力八千五百キロワット以上九千五百キロワット未満	出力九千五百キロワット以上一万五百キロワット未満
出力一千五百キロワット以上二千五百キロワット未満	出力二千五百キロワット以上三千五百キロワット未満	出力三千五百キロワット以上四千五百キロワット未満	出力四千五百キロワット以上五千五百キロワット未満	出力五千五百キロワット以上六千五百キロワット未満	出力六千五百キロワット以上七千五百キロワット未満	出力七千五百キロワット以上八千五百キロワット未満	出力八千五百キロワット以上九千五百キロワット未満	出力九千五百キロワット以上一万五百キロワット未満

**(算定方法等)**

**第三条** 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあつては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの自家用電気工作物を管理する事業場に応じて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値（以下この項において「換算値」という。）を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高圧需要設備」という。）については、当該合計した値から十以内の事業場に係る換算値を控除するものとする。

**第二条** 規則第五十二条の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具のうち電気管理技術者及び電気保安法人に関するものは、次の各号に掲げるものとする。

ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあつては当該機械器具を、委託契約の相手方が太陽電池発電所、燃料電池発電所、蓄電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあっては第七号から第九号までに掲げる機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあつては第十号及び第十一号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

2	二 第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者
三	第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
四・五	四年 五年
〔略〕	〔略〕

第三条 [同上]

**第二条** 規則第五十二條の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具のうち電氣管理技術者及び電氣保安法人に関するものは、次の各号に掲げるものとする。

ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあつては当該機械器具を、委託契約の相手方が太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあつては第七号から第九号までに掲げる機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあつては第十号及び第十一号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

需要設備 配電線路を管理する事業場	出力二千五百キロワット以上三千五百キロワット未満	一・六
「略」	「略」	「略」

2 次の表の上欄に掲げる事業場の換算係数は、前項の表当該事業場の項の規定にかかるわらず、同項に定める換算係数に、当該事業場ごとにそれぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。

一 「略」	二 次条第三号の二ただし書の発電所、太陽電池発電所及び蓄電所（第三号から第八号までに掲げるものを除く。）	「略」
三 太陽電池発電所又は蓄電所であつて、次条第四号の二イ又は同条第四号の三イの設備を有するもの	四 太陽電池発電所又は蓄電所であつて、次条第四号の二口又は同条第四号の三口の設備を有するもの	「略」
五 太陽電池発電所又は蓄電所であつて、次条第四号の二ハの設備を有するもの	六 太陽電池発電所又は蓄電所であつて、次条第四号の三ハの設備を有するもの	「略」
七 太陽電池発電所又は蓄電所であつて、次条第四号の二ニの設備を有するもの	八 太陽電池発電所又は蓄電所であつて、次条第四号の三ニの設備を有するもの	「略」
九 「略」	九 「略」	「略」

3 (点検頻度)  
第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。  
一～三 「略」

同上	新設	新設
「略」	「略」	「略」

四 太陽電池発電所又は蓄電所にあつては六月に一回以上  
四の二 太陽電池発電所又は蓄電所が次に掲げる設備を有する場合（次号に規定する場合を除く。）の当該設備にあつては、前号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。  
イ～二 「略」

同上	新設	新設
「略」	「略」	「略」

3 (点検頻度)  
第四条 同上  
一～三 「略」

同上	新設	新設
「略」	「略」	「略」

四 太陽電池発電所にあつては六月に一回以上  
四の二 太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合（次号に規定する場合を除く。）の当該設備にあつては、前号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。  
イ～二 「略」

四の三 太陽電池発電所又は蓄電所が次に掲げる設備を有する場合（当該太陽電池発電所又は蓄電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるとき）の当該設備にあっては、前二号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとれ次に掲げるとおりとする。

イヽニ 「略」

五ヽ十三 「略」

備考 表中の「」は注記である。

（電気関係報告規則第二条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限の一部改正）

第二条 電気関係報告規則第一条第二項第十一号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限（平成二十八年経済産業省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限

（電気工作物）

電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限

（電気工作物）

電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限

（電気工作物）

電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限

（電気工作物）

（主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部改正）

第三条 主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

一 水力発電所	主要電気工作物	主設備	一 「同上」	改	正
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

四の三 太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合（当該太陽電池発電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるとき）の当該設備にあっては、前二号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イヽニ 「略」

五ヽ十三 「略」

一 負荷時電圧調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものであつて、変圧器に附属しないものに限る。以下次号から第五号の二までにおいて同じ。）	【略】	【略】	一 「同上」	改	正
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

負荷時電圧位相調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上ものであつて、変圧器に附属しないものに限る。以下次号から第五号の二までにおいて同じ。）	調相機（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上ものに限る。以下次号から第五号の二までにおいて同じ。）	電力用コンデンサー（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上ものに限る。以下次号から第五号の二までにおいて同じ。）	電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。以下次号から第五号の二までにおいて同じ。）	〔略〕	〔略〕
蓄電所	主要電気工作物	主設備	〔略〕	〔略〕	〔略〕
負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものであつて、変圧器に附属しないものに限る。）	変圧器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるるもの	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	〔略〕	〔略〕
負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものであつて、変圧器に附属しないものに限る。）	〔略〕	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	〔略〕	〔略〕
調相機（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上ものに限る。）	〔略〕	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの	〔略〕	〔略〕

〔新設〕	<p>負荷時電圧位相調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものであつて、変圧器に附属しないものに限る。以下次号から第六号までにおいて同じ。）</p> <p>調相機（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下次号から第六号までにおいて同じ。）</p> <p>電力用コンデンサー（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。以下次号から第六号までにおいて同じ。）</p> <p>分路リアクトル及び限流リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下次号から第六号までにおいて同じ。）</p>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 表中の「」は注記である。	附則	七 九  〔略〕	電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上 の蓄電所に係る容量一万キロボルトアン ペア以上の群に属するものに限る。）	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げる もの
			分路リアクトル及び限流リアクトル（電圧 十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万 キロボルトアンペア以上のものに限る。）	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げる もの
この告示は、電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百六十二号）の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。	六 八  〔略〕		逆変換装置（容量一万キロボルトアンペア 以上のものに限る。）	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げる もの
			電力貯蔵装置（出力一万キロワット以上又 は容量八万キロワットアワー以上のものに 限る。）	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げる もの
			遮断器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げる もの
			整流機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げる もの
			電力貯蔵装置	第一号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げる もの
				第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げる もの